

北朝鮮の核実験に どう対応すべきか

拓殖大学 学長
渡辺 利夫

不明を恥じることから拙文を書き始めねばならない。過日、ある総合雑誌に寄稿した論文（「福澤諭吉の『脱亜論』に学べ」『諸君!』文藝春秋、2007年4月号）の初稿の中に私は次のような文章を差し入れた。

「核兵器は北朝鮮存続のために残された唯一の武器である。しかしこれによって金正日政権が生き残れる可能性はほとんどない。核弾頭を発射して日本に打ち込めば第二発目の核弾頭は米軍によってみずからの頭上に落とされよう。政権の壊滅は不可避である。日米同盟に頼るまでのこともあるまい。日本に向けての核兵器発射は、日本の個別的自衛権の発動を促し、遊弋する海上自衛隊のミサイルによっても政権を倒す力は日本にもある。北朝鮮がミサイルに搭載可能な核兵器を開発し終える頃には、いかな日本といえども集団的自衛権を容認していないはずはない。いずれにせよ北朝鮮の核保有が絶望的なこの国の将来を変える力をもつことはあるまい。自国生存のリアリズムの放棄というべきであろう」。

朱入れゲラを返信し、いよいよ校了という日の夕刻に編集部から電話が入り、上記文中の「日本に向けての核兵器発射は、日本の個

別的自衛権の発動を促し、遊弋する海上自衛隊のミサイルによっても政権を倒す力は日本にもある」のくだりは誤りだから削除を認めてほしい旨であった。

その夜、私は内閣府のある研究会で研究報告をすることになっており、編集部からの要求に応じてその成否をチェックする時間がなかった。文藝春秋の校閲はきわめて厳密であることを私は経験的に知っていたので、要求にしたがって上述の箇所は削除しましょう、と答えて研究室を飛び出した。

内閣府の研究会にはどうやら間に合った。報告開始前の雑談の中で、研究室の出がけにこういうことがあったのだが、編集部と私のどちらが正しいのかとメンバーに問うてみた。出席していた安全保障分野で名高い老教授は、「残念ながら」と切り出し、「君が間違っており、文藝春秋の校閲の方が正しい」というのである。腑に落ちかねて自宅に帰って二、三の文献に当たってみたところ、やはり私が「残念ながら」間違いであった。

北朝鮮による日本への核攻撃があった場合、それがどこに落ちるかにもよるが、大都市であれば数十万人の即死者、数百万人の重

軽傷者、残存する放射能灰によりその後もつづく被害者は目を覆うばかりのものとなろう。そういう万が一の場合でも、少なくとも日本の現在の法制度の下では個別自衛権の発動による敵基地攻撃は不可能らしい。何よりもその法制度に見合うよう、兵器それ自体が他国を攻撃できないよう随分と抑制的な体系をもたされていることに改めて気づかされた。

他国に届く地上配備型の対地長距離ミサイル、巡航ミサイルを発射する潜水艦などは所持していない。敵基地に達するまでの距離をもつ戦闘爆撃機や敵基地をたたく精密誘導弾を搭載した海自艦船も配備されていない。きわめて高度な情報収集能力を擁するイージス艦は徹底的に防御的な艦船である。

話が逆になってしまったが、ここで確認のために日本の安全保障についての憲法と自衛隊についての政府見解を『防衛白書』（平成18年度版）から読み取っておくことにしよう。戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認をうたう憲法第9条の下では次の5つが遵守されねばならないという。

（１）「保持し得る自衛力」については「自衛のための必要最小限のもの」でなければならず、「攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることになるため、いかなる場合にも許されない。たとえば、大陸間弾道ミサイル（ICBM）、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母は許されない」。

（２）「自衛権発動の要件」については、①我が国に対する急迫不正の侵害があること、②その場合にこれを排除するための他の適当な手段がないこと、③必要最小限の実力行使にとどまるべきこと、とある。

（３）「自衛権を行使できる地理的範囲」については、「武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限を超えるものであり、憲法上許されない」。

（４）「集団的自衛権」については、「これを行行使して、我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条の下で許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない」である。

（５）「交戦権」については、「自衛権の行使にあたっては、我が国を防御するための必要最小限の実力を行行使することは当然のこととして認められており、たとえば、我が国が自衛権の行使として相手国兵力の殺傷と破壊を行う場合、外見上は同じ殺傷であっても、それは交戦権の行使とは別の観念のものである」という。

日本の安全保障の基本方針を示した防衛大綱には「本格的な侵略事態への備え」が詳細に述べられているが、いずれもきわめて防御的な見解で貫かれている。

集団的自衛権については、広く知られてい

るように「我が国は独立国として集団的自衛権を保有するが、それを行行使することは自衛の限度を超え、したがって憲法上許されない」というのが政府見解である。集団的自衛権が国連憲章51条では国家に固有の権利として認められ、また日米安全保障条約の前文でも日米双方が集団的自衛権を保有する、と記されているにもかかわらずである。

このような集団的自衛権に関する政府見解の下で、北朝鮮の核に対応できるか。ミサイルに搭載可能な核弾頭がすでに完成し、あるいは近い将来完成するとして、その照準が日本であることはまちがいない。いかな北朝鮮といえども、核超大国の米国やロシア、中国に向けて核弾頭を発射すれば自滅であることぐらいは知っていよう。核を韓国に向ければ韓国民を決定的に「反北」的にし、何よりみずから統一すべき国に核の惨禍を及ぼしてしまうほど北朝鮮も愚かではあるまい。照準は「平和国家」日本であり、核恫喝により得べきものはすべて日本から手にしようというのが本意であろう。

朝鮮半島有事は中東地域や台湾海峡の軍事的緊張に必ずや連動する。米軍はそれらすべての地域に軍事的対応を余儀なくされる蓋然性が高い。そういう事態において米軍が北朝鮮に対して日本の希望通りに反撃を加えてくれる可能性には、率直に言って疑問が残る。ましてや集団的自衛権に対して現在のごとき対応を日本がつづけていれば、その疑問はさ

らに大きなものとなる。実際、米国は今回の北朝鮮との対話によって、金融制裁を解くという、日本の意図とはまるで異なる挙に出た。

自衛権とは、何よりもまず個別的自衛権である。集団的自衛権はこれを補完すべきものである。後者がすべてであるかのような「太平楽」が許される時代環境はもはや過去のものとなったことを北朝鮮の核実験は教えてくれた。

冒頭に記した自分の不明の言い訳を許してもらうならば、いかな日本といえども個別的自衛の戦力がかくまで強い制約下におかれていたなどとは思わず、無意識的に引用した文章のような形に筆がすべってしまったのである。日本の自衛力の現状をともに直視しようではないかと、深い自戒の念を込めて自分の恥を晒してみた次第である。

ついでながら日本の国是のごときものとなってしまった「非核3原則」についても触れておきたい。北朝鮮が核保有を宣言した昨年のことである。自民党の中川政調会長が北朝鮮の核保有宣言に関連して、「日本も核兵器保有について議論してもいいのではないか」と発言したところ、野党はもとより自民党内部からも「議論すること自体が外国に謝ったメッセージを送ることになる」とか、「要職にある者がこの種の発言をする場合にはもっと慎重でなければならない」といった批判を呼び起こした。

麻生外相も「隣国が核兵器を持つにいたっ

た今日、我が国も核保有を検討するというの
は一つの考え方であり、いろんな議論をして
おくことが必要だ」と述べたのだが、これが
火に油を注いでついに安倍首相自身が「外相
も非核三原則については政府の立場で発言し
ている。閣内不統一はないし、この話は終わっ
た議論だ」と述べて話は収まってしまった。
その後、北朝鮮によるミサイル連続発射、核
実験とつづいたのだが、永田町でも霞ヶ関で
も議論は盛り上がっていない。

まっとうな政治家であれば与野党のいず
れにかかわらず、このあたりで非核3原則の
再検討はやむなしという考えが胸中を騒がせ
ているにちがいない。しかしこれを公的な発
言として世に問うほどの勇気がないのであろ
う。多くの政治家にとって非核3原則は「さ
わらぬ神に祟りなし」の類なのであろう。非
核3原則見直しといえば「静かにせよ」とい
うしかないのであろう。

北朝鮮は今後核を外交手段として日本を脅
かすであろう。これにどう対応するのか。仮
に米国が北朝鮮との戦闘を開始したとしても
日本は現存の憲法、防衛大綱、自衛隊法の範
囲内でしか協力できない。手ひどいダメージ
を米軍が受けてなお日本が不十分な協力しか
できない事態が発生すれば、米国の世論が「日
本放棄」へと転じる危険性だってないとはい
えない。

国民の方がはるかに醒めている。非核3原
則を、多くの国民は言葉通りには受け取って

いないのではないか。毎日新聞記者（当時）
であった古森義久氏が1981年に元駐日大使
ライシャワー氏から米軍による日本への核持
ち込み発言を引き出すという一大スクープを
手にしたことがある。1998年に米国公文書館
で公開が解禁された資料から、核兵器を搭載
した米艦船の日本への寄港と通過を大平外相
（当時）が米国側に認めていたという事実が
明らかにされた。

沖縄返還時に佐藤首相（当時）によって
表明されて以来、非核3原則は日本の国是と
なってしまった。しかし世界で最も優れた寄
港地を持つ日本に核を搭載した米艦船が寄港
し通過せずして、米軍による広大なアジア太
平洋戦略の展開が可能なはずはない。また、
そうであればこそ、集団的自衛権を発動しな
い日本が片務的な日米同盟の下で安穩を貪る
ことができたのである。平仄の合わない話を
いつまでもそのままにしておいていいはずが
ない。

日本はあらゆる可能性を検討し、国難に遭
遇すれば核オプションもあり得るというメッ
セージを怜悯に発信することが、全体主義
国家による核恫喝を押さえ込む有力な政治的
「武器」たりうる。北朝鮮の核実験を契機に
なされるべき議論が正当になされるべきであ
り、そうでなければ民主主義国家の看板が泣
こうというものである。